

田尻町分別収集計画
(第9期)

令和元年7月

目 次

1. 計画策定の意義	1
2. 基本的方向	1
3. 計画期間	1
4. 対象品目	1
5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み (法第8条第2項第1号)	2
6. 容器包装廃棄物の排出の抑制の促進するための方策に関する事項 (法第8条第2項第2号)	3
7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分 (法第8条第2項第3号)	4
8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み (法第8条第2項第4号)	5
9. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項 (法第8条第2項第5号)	7
10. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 (法第8条第2項第6号)	8
11. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項 (法第8条第2項第7号)	9

1. 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行して行くことが重要である。

本計画はこのような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という。）第8条に基づいて、一般廃棄物の概ねを占める容器包装廃棄物を分別収集し、及び地域における容器包装廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、町民・事業者・行政がそれぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにし、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示すものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の3Rを推進するとともに、もって、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が図られるものである。

2. 基本的方向

本計画を実施するにあたり、次の基本的事項を示す。

- ① ごみの排出抑制、リサイクルを目指した地域社会づくり
- ② 町民・事業者・行政が連携し、「発生・排出抑制」
- ③ 廃棄物の適正な処理による環境保全
- ④ 広域的な連携・協力によるごみの減量化とリサイクルの推進

3. 計画期間

本計画の計画期間は、令和2年4月を始期とする5年間とし、令和4年度に見直す。

4. 対象品目

本計画は容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

（単位：t／年）

項 目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
容器包装廃棄物	299	298	297	296	295

「内 訳」

（単位：t／年）

項 目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
スチール製容器	14	14	14	14	14
アルミ製容器	6	6	6	6	6
無色の ガラス製容器	40	40	40	39	39
茶色の ガラス製容器	33	33	33	33	33
その他の ガラス製容器	13	13	13	13	12
飲料用紙製容器	1	1	1	1	1
段ボール	30	30	30	30	30
紙製容器包装	1	1	1	1	1
ペットボトル	16	16	15	15	15
プラスチック製 容器包装	145	145	144	144	134
うち白色ト レイ	0	0	0	0	0
合 計	299	298	297	296	295

6. 容器包装廃棄物の排出の抑制の促進するための方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出抑制のための方策は、以下のとおりであり、これらを効率的かつ効果的に推進していくため、町民・事業者・がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図りながら取り組んでいく。

(1) 発生・排出抑制の徹底及び啓発活動の充実

広報等にごみ処理の現状を掲載し、ごみの減量化・資源化の必要性について町民・事業者等の理解を深め、ごみを資源として捉えるライフスタイルの推進を図っていく。

また、学校や地域活動等の場を通して、地域・学校・事業者などにリサイクルに関する情報を提供することで、リサイクル意識の高揚を図っていく。

(2) 排出抑制

多量排出事業者（スーパーマーケットなど）との連携の中、レジ袋の有料化や包装の簡素化を促進し、包装廃棄物の排出抑制を図るため、廃棄物減量化等推進審議会での検討を行うとともに、事業者における可燃ごみと資源ごみの分別の啓発を進めていく。

また、役所が廃プラスチックの排出抑制を自ら行っていくため、「たじりプラスチックごみゼロ宣言」に係る使い捨てプラスチックの使用削減等を実施していく。

(3) 集団回収への助成金制度

婦人会、小学校等（奨励金登録団体）の集団回収活動の実績に対し、団体活動への助成金を交付することにより、ごみの再資源化を推進する。

7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分

(法第8条第2項第3号)

本町で分別収集するために必要な機材や作業員の確保、選別するための処理施設の整備状況等を勘案して定めた収集に係る分別の区分を次に示す。

(1) 分別収集する容器包装廃棄物の種類と分別の区分

容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主として、スチール製の容器 主として、アルミ製の容器	カ ン
<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-right: 10px;">主として、ガラス製の容器</div> <div style="margin-left: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">無色のガラス製容器 <li style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">茶色のガラス製容器 <li style="border: 1px solid black; padding: 2px;">その他のガラス製容器 </div> </div>	ビ ン
主として、紙製の容器であって、飲料を充填するためのもの (原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く)	紙パック
主として、段ボール製の容器	段ボール
主として、紙製の容器包装であって上記以外のもの	紙箱・紙袋
主として、ポリエチレンテレフタレート (PET) 製の容器であって飲料又は醤油等を充填するためのもの	ペットボトル本体
主として、プラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	ペットボトル本体以外の 容器包装プラスチック

8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する
主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号） （単位：t／年）

	2年度		3年度		4年度		5年度		6年度	
主として、スチール製の容器包装	13		13		13		13		13	
主として、アルミニウム製の容器包装	6		6		6		6		6	
無色のガラス製容器	(合計) 39		(合計) 39		(合計) 39		(合計) 39		(合計) 38	
	(引渡額) 0	(独自処理額) 39	(引渡額) 0	(独自処理額) 39	(引渡額) 0	(独自処理額) 39	(引渡額) 0	(独自処理額) 39	(引渡額) 0	(独自処理額) 39
茶色のガラス製容器	(合計) 34		(合計) 33		(合計) 33		(合計) 33		(合計) 33	
	(引渡額) 0	(独自処理額) 34	(引渡額) 0	(独自処理額) 33	(引渡額) 0	(独自処理額) 33	(引渡額) 0	(独自処理額) 33	(引渡額) 0	(独自処理額) 33
その他のガラス製容器	(合計) 14		(合計) 14		(合計) 14		(合計) 14		(合計) 14	
	(引渡額) 4	(独自処理額) 10	(引渡額) 4	(独自処理額) 10	(引渡額) 4	(独自処理額) 10	(引渡額) 4	(独自処理額) 10	(引渡額) 4	(独自処理額) 10
主として、紙製の容器包装であって飲料を充填するためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	1		1		1		1		1	
主として、段ボール製の容器	23		22		22		22		22	
主として、紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 1		(合計) 1		(合計) 1		(合計) 1		(合計) 1	
	(引渡額) 0	(独自処理額) 1	(引渡額) 0	(独自処理額) 1	(引渡額) 0	(独自処理額) 1	(引渡額) 0	(独自処理額) 1	(引渡額) 0	(独自処理額) 1
主として、ポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てるためのもの	(合計) 14		(合計) 14		(合計) 14		(合計) 14		(合計) 14	
	(引渡額) 2	(独自処理額) 12	(引渡額) 2	(独自処理額) 12	(引渡額) 2	(独自処理額) 12	(引渡額) 2	(独自処理額) 12	(引渡額) 2	(独自処理額) 12
主として、プラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 41		(合計) 41		(合計) 41		(合計) 41		(合計) 40	
	(引渡額) 41	(独自処理額) 0	(引渡額) 41	(独自処理額) 0	(引渡額) 41	(独自処理額) 0	(引渡額) 41	(独自処理額) 0	(引渡額) 41	(独自処理額) 0

【算定方法】

大阪府からの算定資料「収集・排出見込み量算定ファイル」を使用して、量を見込む。

(1) 収集量＝直近の平成29年度と平成30年度の2年平均収集実績量（人口1人当たりの収集量に、令和2年度以降の各年度の人口を乗じて算出する。

(2) 人口の変動予測

本町における人口の変動予測は、平成28年3月に策定された『田尻町人口ビジョン』（以下、「ビジョン」という。）における将来人口の推計を使用している。ただし、現在の人口に基づく数値とするため、ビジョンの令和元年の推計人口の8,655人を実人口の8,729人と置換え、令和2年度から令和6年度の人口について、ビジョンの人口増減率を乗じて、次のとおり設定した。

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
8,761人	8,730人	8,699人	8,667人	8,636人

9. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項 (法第8条第2項第5号)

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。

なお、現在、住民が自主的に取り組んでいる集ペットボトルやアルミ缶の集団回収を実施していく。

○収集・運搬の段階、選別・保管等の段階の実施者について下表に示す。

分別収集する容器包装 廃棄物の種類		収集に係る 分別の区分	収 集 ・ 運 搬	選別・保管等	
金 属	スチール製容器	カ ン	・ 町（委託）による定期収集 （ペットボトルと混合収集）	民間業者	
	アルミ製容器				
ガ ラ ス	無色のガラス製容器	ビ ン	・ 町（委託）による定期収集 （ペットボトルと混合収集）		
	茶色のガラス製容器				
	その他のガラス製容器				
紙 類	飲料用紙製容器	紙パック	・ 町（委託）による定期収集 ・ 住民団体による集団回収 ・ 事業所、公共施設での拠点回収 （公共施設については、町による回 収箱の設置）		
	段ボール	段ボール	・ 町（委託）による定期収集		
	その他の紙製容器包装	紙箱（袋）			
プ ラ ス チ ッ ク	ペットボトル	ペットボトル 本体	・ 住民団体による集団回収 ・ 町（委託）による定期収集 ・ 事業所、公共施設での拠点回収 （町による回収箱の設置）		町・民間業者
	その他のプラスチック 製容器包装	ペットボトル本 体以外の容器包 装プラスチック	・ 町（委託）による定期収集		民間業者

10. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 (法第8条第2項第6号)

飲料用紙製容器包装・段ボール・その他の紙製容器包装については、ストックヤード（泉佐野市田尻町清掃施設組合第2事業所）での保管となる。

カン（スチール製・アルミニウム製）、ビン（無色・茶色・その他）、ペットボトル本体に関しては、混合で収集し、民間業者に搬入する。

ペットボトル本体以外の容器包装プラスチックについては、民間業者に搬入する。

また、集団回収のペットボトルに関しては、田尻町清掃事務所において、圧縮・保管を行う。

○分別収集の用に供する施設計画

分別収集する容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
アルミ製容器				
無色のガラス製容器	ビ ン	袋	パッカー車 2tダンプ車 軽ダンプ車	
茶色のガラス製容器				
その他のガラス製容器				
飲料用紙製容器	紙パック	縛る 拠点回収箱	2tダンプ車 軽ダンプ車	ストックヤード
段ボール	段ボール	縛る		
その他の紙製容器包装	紙箱（袋）			
ペットボトル	ペットボトル 本体	袋	パッカー車 2tダンプ車 軽ダンプ車	その他の選別施設 （民間業者）
		拠点回収箱		ストックヤード
その他のプラスチック製容器包装	ペットボトル本体以外の容器包装プラスチック	袋		その他の選別施設 （民間業者）

1 1. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項（法第8条第2項第7号）

○分別収集計画が実行あるものとするため、次の取り組みを推進する。

- (1) 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の目標の一つである、可燃ごみに混入する資源ごみの分別を重点的に啓発を図っていくなど、容器包装廃棄物の分別が適正になされるよう、啓発及び情報の提供を図る。
- (2) 集団回収奨励金制度を継続して実施し、集団回収実施団体に対する支援を図る。
- (3) 容器包装の自主的な回収と資源化を促進するために、事業者が行う活動に対し指導、協力を行う。
- (4) 町民・事業者・学識経験者等からなる「田尻町廃棄物減量等推進会議」において、廃棄物の適正処理と容器包装廃棄物の減量化、資源化等についての審議を行う。
- (5) 毎年度、分別収集計画記載事項の実績を確認、記録し、3年後の計画改定時には、その記録を基に事後評価を行うこととする。